

# 第4 自然環境とくらしを気遣う環境の保全

## 1 総合的施策

### (1) 京都市環境基本条例（平成9年3月公布）

新しい時代に対応した環境政策、つまり社会経済システムのあり方の検討も含めて環境そのものを総合的にとらえ、望ましい都市像の創出に向けたあらゆる対策を行うことを目的に、環境の保全に関する基本理念や市民・事業者・市及び滞在者それぞれの役割を明らかにするなど、環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例である。

#### 【基本理念】

- ・健全で恵み豊かな環境を大切に継承する
- ・環境への負担を抑え、持続的に発展する都市をめざす
- ・京都市にかかわる全員の参加と協力
- ・京都の環境の特質を生かす
- ・地球環境の保全の推進

### (2) 京(みやこ)の環境共生推進計画(平成18年8月策定)

京都市環境基本条例第9条の規定に基づき、本市が目指す環境像を『環境への負荷の少ない持続可能なまち「環境共生型都市・京都」』として掲げた、本市環境行政のマスタープランである「京(みやこ)の環境共生推進計画」を平成18年8月に策定した。

#### ア 主な策定方針

##### (7) 重点プロジェクトの設定

環境行政の推進において、集中的かつ短期的に解決すべき課題である以下3項目を重点プロジェクトとして設定した。

- ・家庭、事業所における二酸化炭素排出量の削減
- ・自動車に過度に依存しないまちづくりの推進
- ・発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の推進

##### (4) 指標を用いた適切な計画の進行管理システムの構築

計画の適切な進行管理を行うため、環境指標を設定するとともに、二酸化炭素排出量や緑被率など本市独自に設定が可能なものについて数値目標を示した。

平成22年度には、計画策定後の状況を踏まえ、一部の環境指標を見直した。

#### イ 計画の目的・位置づけ

##### (7) 計画の位置づけ

「京都市環境基本条例」（平成9年3月）第9条の規定に基づく環境基本計画

##### (4) 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

## (4) 計画対象

### <対象とする地域>

京都市全域とするが、京都の環境は行政区域の内部で独立しているものではなく、近隣地域や地球規模の環境と相互に密接に関連していることに配慮し、国や府、近隣市町村との連携及び協調により推進する。

### <対象とする環境の分野>

公害による環境汚染等の防止に止まらず、良好な自然環境から、歴史的文化環境や本市固有の都市景観の保全、地球環境の保全までを含む。

## (3) 京都市環境審議会（平成6年8月設置）

市長の諮問機関として、京都市環境基本条例第34条に基づき設置しているもので、本市の環境保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するとともに、市長に対し意見を述べるものである。

平成24年度に1件の答申を受け、平成25年9月末までの答申件数は累計25件（前身の公害対策審議会答申12件を含む。）である。

委員は、学識経験者、関係行政機関、各種団体の代表等35人以内の委員により構成され（任期2年、第10次委員数33名）、専門的事項を審議するため、審議会の下に4つの部会を設置している。

部会名	設置目的
京の環境共生推進計画評価検討部会	京の環境共生推進計画の着実な推進と進行管理を行うため
地球温暖化対策推進委員会	京都市地球温暖化対策計画(2011-2020)の着実な推進と進行管理を行うため
生物多様性保全検討部会	生物多様性プラン（仮称）の策定及び生物多様性保全について必要な検討を行うため
京都市環境保全基準部会	京都市環境保全基準の改定について検討するため（環境基準の改正時等、必要に応じて隨時設置）

## (4) 京都市環境保全推進会議

今日の環境問題は、公害問題に加え、地球温暖化問題やオゾン層の破壊、酸性雨といった地球環境問題まで広範囲に及んでいる。

このため、全局的にこれらの問題に対応し、連絡調整機能の充実を図るとともに、総合的かつ計画的に環境保全行政を推進していくため、平成8年度に「京都市環境保全推進会議」を設置した。

本会議には、ダイオキシン類特別対策会議と3つの部会（環境影響評価専門部会、京の環境共生推進計画専門部会、ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策専門部会）を設け、環境保全の施策等について検討している。

## 2 環境影響評価

### (1) 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業等の実施に際し、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、市民等の意見を聴き、その事業について適正な環境配慮を行うことにより、健全で恵み豊かな環境を保全しようとするものである。

国においては、昭和 59 年 8 月に国が関与する大規模な事業を対象とした「環境影響評価実施要綱」が定められ、本市においても対象事業の種類及び規模等について本市の特性や都市規模を考慮した独自の制度として、平成 5 年 10 月に「京都市環境影響評価要綱」を策定し、平成 6 年 4 月から実施した。

その後、地球環境問題等の新たな環境問題への対応や要綱による行政指導の限界等に対応するため、国においては平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」を、また本市においても平成 10 年 12 月に「京都市環境影響評価等に関する条例（以下「市条例」という。）」を制定し、平成 11 年 6 月から施行している。

市条例では、法の対象としていない事業種やより小規模な事業を対象事業とともに、法には定められていない事後調査について独自の規定を設けている。

なお、平成 23 年 4 月に「環境影響評価法」が改正されたことを踏まえ、本市においても、平成 25 年 4 月に改正市条例を施行した。これにより、事業の計画段階（位置や規模、構造などの検討段階）において、環境への影響が少ない事業となるよう検討を行い、その結果を配慮書案として作成、公表する手続（計画段階環境配慮手續）を新たに追加した。

### (2) 京都市環境影響評価審査会（平成 11 年 6 月設置）

環境影響評価制度等に係る市長の諮問機関として、京都市環境影響評価等に関する条例第 59 条に基づき設置しているもので、技術指針の策定や改定、方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるものである。

委員は、20 人以内の学識経験者により構成されている。（任期 2 年、委員数 15 名）

平成 25 年 9 月末までの答申件数は累計 11 件である。

## 3 環境保全資金融資制度

中小企業に対して、太陽エネルギー利用設備資金等について融資制度を設けている。

平成 25 年度から制度を見直し、太陽エネルギー利用設備資金、電気自動車用充電設備の設置、屋上・壁面緑化措置を融資対象とした。

#### 【環境保全資金融資制度】

区分	融資限度額	年利	貸付期間
太陽エネルギー利用設備資金	4,000 万円	1.5%	10 年
屋上等緑化措置資金	1,000 万円	1.5%	5 年
電気自動車充電設備資金	2,000 万円	1.5%	10 年

## 4 環境マネジメントシステム

### (1) ISO14001

1992年（平成4年）に開催された地球サミット（環境と開発に関する国連会議）を機に、事業者が環境に配慮した事業活動を行うために、自主的に環境対策に取り組むシステムが求められるようになり、ISO（国際標準化機構）は1996年（平成8年）に「環境マネジメントシステム」に関する国際規格であるISO14001を発行した。

わが国でもISO14001を翻訳したJISQ14001（1996年発行、2004年改訂）が発行され、企業や行政機関で認証を取得する動きが広まっている。

### (2) KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

ISO14001の認証取得が困難な中小企業等でも容易に環境保全活動に取り組めるような環境マネジメントシステム規格として、京のアジェンダ21フォーラムが策定したKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証拡大に取り組んでいる。平成13年4月から京アジェンダ21フォーラムのKES認証事業部で認証を行ってきたが、現在は平成19年4月に設立された「特定非営利活動法人KES環境機構」において認証が行われている。これまでに市内では、1,225件（ステップ1:720件、ステップ2:245件、学校版:260件、平成25年9月末現在）の事業所が認証を取得（累計）している。

<ステップ1：環境問題に取り組み始めた段階>

<ステップ2：ISO14001とほぼ同じ要求項目に取り組む段階>

<学校版：KESを学校教育に即した内容としたKES学校版「環境にやさしい学校」>

### (3) 市役所の率先実行（ISO14001、「KYOMS」）キヨウムス

本市では、平成12年1月の山科区役所、青少年科学センター及び東部クリーンセンターでの認証取得をはじめとして、順次、工業技術センター（平成13年2月）、京都市役所本庁舎（消防局本部庁舎を含む、平成15年9月）及び石田水環境保全センター（平成16年2月）でISO14001の認証を取得してきた。

オフィス系部門では、平成17年9月に、市役所本庁舎にすべての区役所・支所及び上下水道局本庁舎を認証範囲に加え、改めて京都市役所オフィス系関連庁舎として統合し、更に、平成19年9月に交通局本庁舎も認証を取得した。

事業系部門では、東北部クリーンセンター（平成18年3月）、南部クリーンセンター（平成20年12月）及び北部クリーンセンター（平成23年12月）に加え、すべての浄水場（平成20年3月）が認証を取得した。

市役所本庁舎、消防局本部庁舎、上下水道局本庁舎、交通局本庁舎及びすべての区役所・支所のオフィス系関連庁舎では、これまでのISO14001を運用してきた経験を踏まえ、平成21年9月1日からISO規格を準用した本市独自の環境マネジメントシステムである「KYOMS」（京都市役所オリジナル環境マネジメントシステム）の運用を開始し、ISO14001認証取得に掛かる経費を削減するとともに、より実践的・効率的な運用方法で、環境に配慮した取組を推進している。

## 5 公害対策

### (1) 京都市環境保全基準

京都市環境基本条例に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保護するうえで維持することが望ましい基準として、京都市環境保全基準を定めている。これは国の環境基準と同等以上のより厳しい基準値等や、市独自の項目を設定しているものである。

昭和 49 年の制定以降、国の環境基準の改正や市の状況に応じて改正を重ね、最近では、平成 24 年 3 月に、水質汚濁、地下水汚染及び土壤汚染に係る基準について、国の環境基準に合わせた改定を行った。

### (2) 大気汚染

#### ア 大気汚染の現状

##### (7) 大気汚染常時監視

一般環境大気測定期局 9 局（市役所、壬生、伏見、山科、左京、西京、久我、北、醍醐）、自動車排出ガス測定期局 5 局（南、大宮、山科、上京、西ノ京）及び気象測定期局 2 局（京都タワー、比叡山）を配置し、大気汚染防止法に基づき大気汚染状況の常時監視を行っている。ただし、自動車排出ガス測定期局 1 局（上京）は、測定期局の移設に伴い、平成 23 年度及び平成 24 年度の測定について欠測している。

測定データは、テレメーターシステムにより衛生環境研究所で集中管理を行っている。

なお、平成 21 年 9 月に環境基準が定められた微小粒子状物質（PM2.5）について、新たに自動測定期機による測定を平成 23 年度途中から、成分分析を平成 24 年度から実施している。

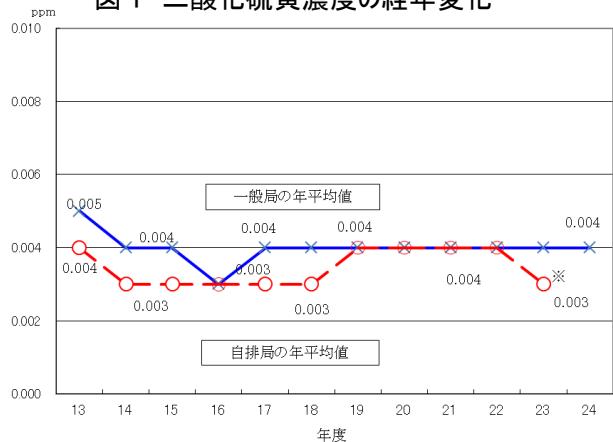
##### (4) 濃度の概況

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の年平均値はほぼ横ばい又は緩やかな改善傾向にある（図 1～4 参照）。

平成 24 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素の結果は一般環境大気測定期局及び自動車排出ガス測定期局の全測定期局で大気汚染に係る国の環境基準を達成している。一方、光化学オキシダントは、一般環境大気測定期局の全測定期局で環境基準を超過している。また、平成 24 年度から測定を開始した微小粒子状物質（PM2.5）については、6 局中 1 局で環境基準を達成している。

なお、環境基準に定められていない非メタン炭化水素、降下ばいじんについても測定、監視を行っており、緩やかな改善傾向にある。

図1 二酸化硫黄濃度の経年変化



※自排局での測定は平成24年度以降実施しない。

図2 二酸化窒素濃度の経年変化

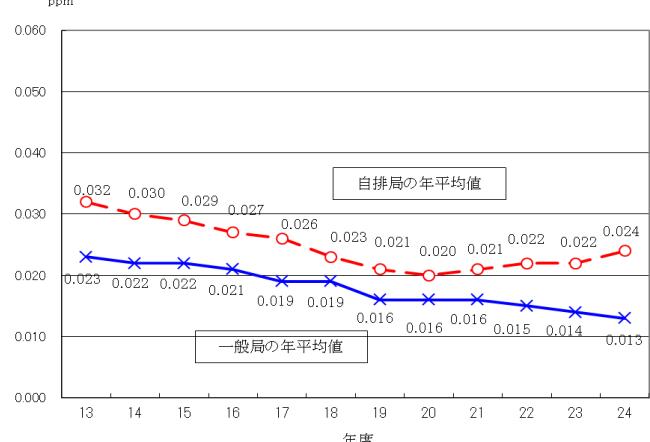


図3 浮遊粒子状物質濃度の経年変化

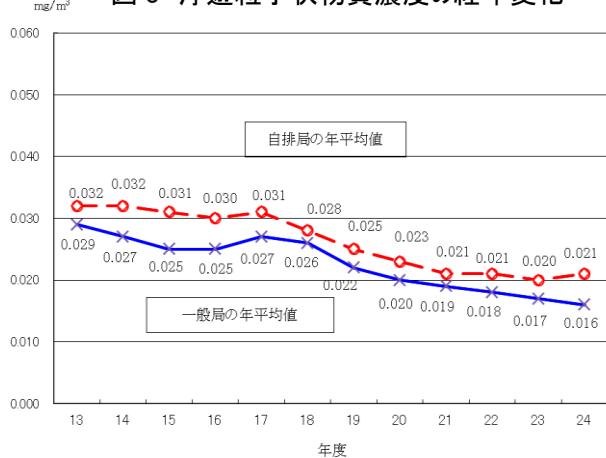


図4 一酸化炭素濃度の経年変化



## イ 大気汚染対策

### (ア) 硫黄酸化物対策

京都市大気汚染対策指導要綱に基づき排出量の抑制、小規模施設を含めた良質燃料使用の指導を行い、大規模な工場・事業場（以下、「工場等」という）と公害防止協定を締結している（平成25年3月末現在126の工場等）。また、平成24年度には、大気汚染防止法、京都市大気汚染対策指導要綱に基づく立入調査を170の工場等に対し行ったが、法令に違反する事例はなかった。

### (イ) 窒素酸化物対策

窒素酸化物排出量の多い工場等への立入指導、自主点検報告の徹底を行い、良質燃料への転換や燃焼管理の適正化を推進している。

また、濃度が上昇する冬期における対策として、燃焼管理の徹底や適正な暖房温度の設定等、窒素酸化物の排出量の低減について工場等に協力を呼び掛けている。

### (ウ) 浮遊粒子状物質対策

ばい煙発生施設等固定発生源からのはいじん、粉じんについては、大気汚染防止法、京都府環境を守り育てる条例により排出抑制を指導している。浮遊粒子状物質の発生源は、ばいじん、粉じんの他にも土壤粒子の巻き上げ、自動車排出ガス及びそれらの反応生成物等があり、近年、環境中の濃度は穏やかな改善傾向にある。

## (I) 光化学スモッグ対策

「京都市光化学反応による大気汚染緊急時対策実施要領」に基づき、光化学スモッグ注意報発令時の周知方法、自動車運行自粛の協力要請、被害発生時の措置等を定め、対策を実施している。

なお、平成 24 年度は光化学スモッグ注意報の発令が 1 回（平成 23 年度も 1 回）あつた。

### (才) 挥発性有機化合物対策

光化学スモッグ等の原因の 1 つである揮発性有機化合物（VOC）の排出規制を実施するため、平成 16 年に大気汚染防止法が改正され、平成 18 年度から VOC 排出施設の設置者に対し、届出及び排出基準の遵守等が義務付けられた。平成 24 年度は 5 工場への立入調査を実施し、排出基準を超過していた 1 工場について指導を行い、指導後の自主検査で改善を確認した。

### (カ) アスベスト対策

市内の一般環境大気中のアスベスト濃度調査を毎年度実施しており、1.0 本／ℓ未満の濃度で推移している。

大気汚染防止法では、アスベストを使用している建築物の解体等の作業に伴うアスベストの除去作業に対し、事前に届出することを規定している。本市では、届出受理時に作業基準遵守の確認や指導を行い、除去作業現場への立入調査等を実施している。さらに、任意ではあるが、アスベストの除去作業期間及びその前後に敷地境界でのアスベスト濃度の測定及びその結果報告を求めている。

平成 24 年度の作業届出は 91 件あり、作業基準の違反事例はなかった。

## (3) 水質汚濁

### ア 水質汚濁の現状

#### (ア) 河川水質常時監視

鴨川、高野川、宇治川、桂川、小畑川、清滝川、有栖川、天神川及び旧京北町域の弓削川の 9 河川に環境基準の類型が指定され、これら 9 河川と岩倉川等 8 河川に京都市環境保全基準（以下、「市保全基準」という。）の類型を指定している。これらの河川を含めた 22 河川 42 地点について水質汚濁防止法に基づき河川水質の常時監視を行っている。

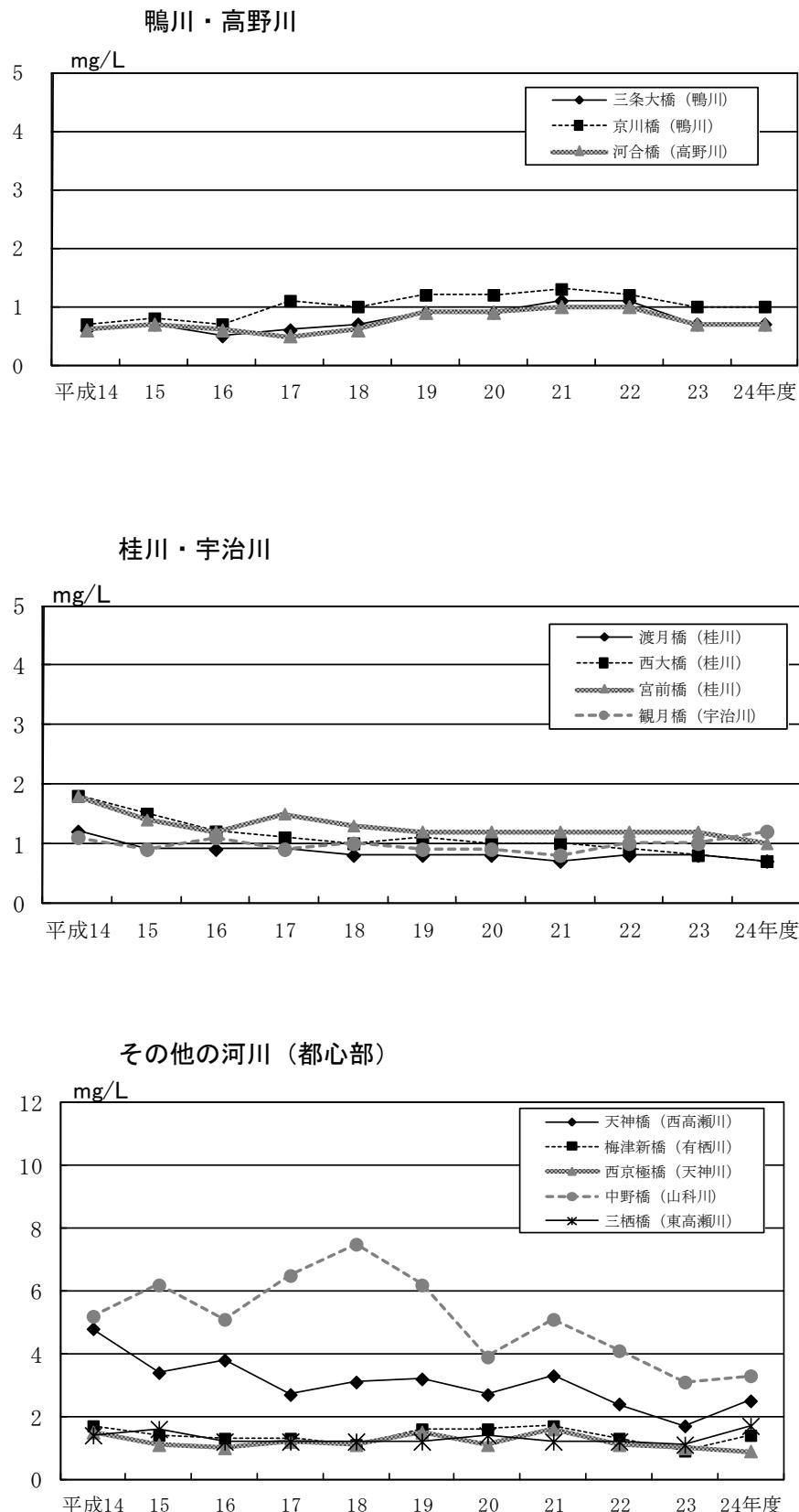
#### (イ) 河川水質の概況

市内河川の状況を、水質汚濁の目安となる生物化学的酸素要求量（BOD）で見ると、鴨川・桂川等の主要河川で良好な水質が保たれているほか、近年、中小河川においても良好な水質となっている。

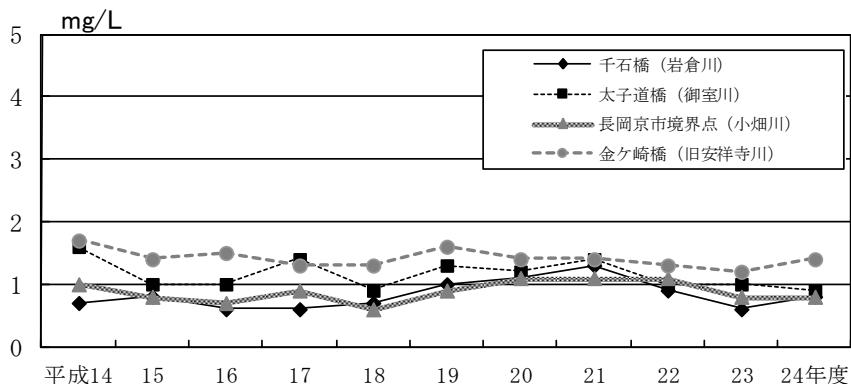
平成 24 年度の BOD の結果は、環境基準の類型が指定されている 13 水域 26 地点全ての地点で環境基準を達成し、また、市保全基準の類型を指定している 25 水域 37 地点全ての地点で市保全基準を達成している。

健康項目についても、全地点、全項目で環境基準及び市保全基準を達成している。

図5 BOD年間平均値の経年変化図



## その他の河川（その他）



第  
4

### (ウ) 地下水質常時監視

昭和 58 年度からテトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物等について地下水質調査を実施しており、水質汚濁防止法に地下水質の常時監視が規定された平成元年度からは、同法に基づき地下水質の常時監視を実施している。

平成 24 年度は、揮発性有機化合物 12 項目、重金属等 7 項目及びその他 P C B 等 8 項目の合計 27 項目について、55 地点の井戸で調査を行った。

その結果、テトラクロロエチレン 8 地点、1,2-ジクロロエチレン 1 地点、砒素 3 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 地点並びにふつ素 1 地点の合計 12 地点の井戸で環境基準を超過していた。(1 地点で砒素とふつ素の両項目で環境基準を超過し、別の 1 地点でテトラクロロエチレンと 1,2-ジクロロエチレンの両項目で環境基準を超過していた。)

## イ 水質汚濁対策

### (ア) 工場・事業場対策

平成 24 年度は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・許可工場等のうち、排水規制を受ける工場等に対し延べ 42 件の採水検査を行い、排水基準を超過していた 5 工場等について行政措置等を行った。

また、平成 24 年 6 月 1 日に改正水質汚濁防止法が施行されたため、事業所等に対して、改正法の周知及び特定施設等の構造等の調査を行った。

### (イ) 地下水汚染対策

平成元年度に水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレンなどの有害物質の地下浸透の禁止、排水基準の設定等、地下水質の汚濁防止について、法的規制が講じられたため、トリクロロエチレン等について工場等の排水検査を行うとともに、地下浸透防止に係る指導を行っている。

### (ウ) 生活排水対策

生活排水による河川等の公共水域の水質汚濁を防止するため、平成元年から浄化槽の設置者に対し、補助金を交付している。平成 20 年度からは、補助金を増額し、より一層の設置促進を図っている。また、既設の浄化槽に対して、浄化槽法に基づき立入検査を実施し、維持管理の徹底について指導している。

## (I) その他の対策

ゴルフ場における農薬について、市内ゴルフ場の排出口における農薬の水質調査を毎年度行っている。また、油流出等の河川水質異常時には発生源への指導を行うとともに、関係各局へ連絡調整を行い、迅速に対応している。

### (4) 騒音、振動

#### ア 騒音・振動の現状

騒音は、直接人間の感覚を刺激し、休養や睡眠の妨害など日常生活に及ぼす影響が大きいことから、毎年苦情件数の多くを占めており、平成24年度の市民からの苦情件数は249件と全苦情件数595件の41.9%を占めている。発生原因別に見ると、建設・解体工事に伴う騒音が最も多く、次いで飲食店等からのカラオケ騒音、音響機器の騒音等の近隣騒音となっている。

振動は、騒音と同じ発生源から騒音と同時に発生することが多いため、振動単独の苦情が少なく、平成24年度は11件である。

#### イ 騒音・振動対策

##### (7) 環境騒音調査

昭和50年から隔年で、全市的な騒音の実態を捉える目的で環境騒音調査を行ってきた。平成10年9月「騒音に係る環境基準」の改正に伴い、平成11年度からは毎年度市内22地点で環境騒音調査（24時間測定）を行っている。平成24年度は22地点中19地点で昼夜間とも環境基準を達成している（達成率86.4%）。

##### (1) 自動車騒音・道路交通振動調査

市内の主要道路沿道で、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視や道路交通振動測定を実施している。

平成24年度の結果は、評価対象戸数52,747戸のうち、47,441戸で昼夜間とも騒音に係る環境基準を達成している（達成率89.9%）。

##### (ウ) 鉄道騒音・振動調査

新幹線による騒音の環境基準及び振動の指針値の達成状況等を把握するために、京都府からの委託業務として騒音及び振動の測定調査を実施している。

平成24年度は5地点（1地点当たり発生源から12.5m, 25m, 50m離れた地点で測定）で測定を実施し、騒音の環境基準の達成率は、12.5m地点で40%，25m地点で60%，50m地点で100%であった。

#### (I) 工場・事業場対策

騒音規制法、振動規制法、京都府環境を守り育てる条例に基づく規制対象施設を設置する工場等に対して届出や規制基準の遵守を指導とともに、届出に基づく立入調査を実施している。

また、規制の対象とならない工場等に対しては建築確認申請前の相談時に必要に応じて指導を行い、騒音公害等の未然防止に努めている。

#### (オ) 近隣騒音対策

カラオケや屋外の資材、土砂置き場等の夜間騒音及び拡声機による騒音については、京都府環境を守り育てる条例に基づき使用又は音量制限を行うとともに、立入指導を

行っている。

一般家庭から発生するエアコン等の家庭用機器やピアノ等の楽器による生活騒音は、法令等の規制対象外の騒音であるが、販売、取付業者及び市民に対して関係組合等を通じ、使用方法や使用時間、設置場所等、近隣騒音の未然防止に向けた指導、啓発を行っている。

#### (カ) 建設作業騒音・振動対策

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出時には、騒音及び振動の未然防止のために必要な指導を行うとともに、作業現場への立入指導を行っている。

### (5) 悪臭

#### ア 悪臭の現状

悪臭防止法及び京都市悪臭防止対策指導要綱に基づき、工場等から発生する悪臭物質の排出を規制するとともに、京都府環境を守り育てる条例に基づき、特定施設の届出を義務付けている。平成24年度の悪臭苦情件数は138件と全苦情件数595件の23.2%を占め、工場・事業場の操業で発生する悪臭苦情が多かった。

#### イ 悪臭防止対策

工場等に対して、悪臭測定を実施し、規制基準の遵守状況を確認するとともに悪臭苦情を未然に防止するため、生産工程等の改善を含めた悪臭防止対策等を講じるよう指導している。

#### (ア) 法による規制

悪臭防止法に基づき、都市計画法に基づく都市計画区域内において、アンモニア、メチルメルカプタン、アルデヒド類等、22の特定悪臭物質について規制している。平成24年度には、9工場等について、特定悪臭物質の濃度測定を実施した結果、規制基準を超過する事例はなかった。

#### (イ) 要綱による規制

特定悪臭物質以外の物質や臭いが混ざり合った複合臭にも対応するため、「京都市悪臭防止対策指導要綱」を制定し、人間の嗅覚を用いた測定を実施している。平成24年度には、9工場等について、嗅覚測定を実施した結果、指導基準を超過する事例はなかった。

### (6) 土壤汚染

土壤汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設が廃止された場合の土壤汚染状況調査の指導（第3条）、3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更が実施される際の届出の受理及び当該土地について土壤汚染のおそれがあると判断した場合の土壤汚染状況調査の実施命令の発出（第4条）、自主調査によって土壤汚染が確認された土地の所有者等からの区域指定の申請の受理（第14条）、調査等によって土壤汚染が確認された場合の要措置区域又は形質変更時要届出区域への指定並びにその後の措置の指導等を行っている。

平成24年度は、第3条に基づく調査報告を4件、第4条に基づく届出を58件、同条に基づく調査報告を3件、第14条に基づく調査報告を3件受理している。受理した調査報告のうち、汚染が確認された6件（7区域）の区域指定を行った。また、過年度に指定された区域2件（3区域）を含めた8件（10区域）の指定区域のうち、土壤汚染の除去が行われた2件（2区域）について、その指定を解除した。

## (7) 地盤沈下

地盤沈下状況を全市的に把握するため、水準点を設置し、測量を行っている。この水準測量調査を昭和 48 年度から昭和 59 年度までは毎年、昭和 60 年度から平成 6 年度までは隔年、以降は平成 10 年度、平成 14 年度、平成 19 年度に実施した。

その結果、平成 6 年度以降は環境省が示す地盤沈下の目安である年間沈下量 2cm を超える地点はなく、全市的に見て著しい地盤沈下を生じている地域はなかった。

## (8) 有害化学物質対策

### ア ダイオキシン類対策

本市では、平成 11 年にダイオキシン類特別対策会議を設置し、ダイオキシン類対策の基本的な取組方針を策定するとともに、「京都市ダイオキシン類対策推進計画」に基づき、関係局が連携して、総合的かつ効果的なダイオキシン類対策を推進している。また、平成 10 年からダイオキシン類の一般環境調査を実施しており、ダイオキシン類対策特別措置法が施行された平成 12 年以降は、同法に基づく常時監視として継続して実施している。

#### (ア) 一般環境中のダイオキシン類調査（平成 24 年度）

調査項目	調査点・頻度	調査結果	環境基準達成状況
大気調査	市内 9 地点 年 4 回調査	0.0089～ 0.058 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	全地点で大気に係る環境基準（年間平均値：0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> ）を達成
河川水質調査	市内 13 地点 年 2 回調査	0.021～ 0.54 pg-TEQ/L	全地点で水質に係る環境基準（年間平均値：1 pg-TEQ/L）を達成
河川底質調査	市内 13 地点 年 1 回調査	0.073～ 3.5 pg-TEQ/g	全地点で底質に係る環境基準（150 pg-TEQ/g）を達成
地下水調査	市内 9 地点 年 1 回調査	0.021～ 0.025 pg-TEQ/L	全地点で水質に係る環境基準（年間平均値：1 pg-TEQ/L）を達成
土壤調査	一般環境 15 地点 年 1 回調査	0.0097～ 7.6 pg-TEQ/g	土壤に係る環境基準（1,000 pg-TEQ/g）を達成

#### (イ) 大岩街道周辺地域におけるダイオキシン類調査（平成 24 年度）

過去にダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却施設等が多く見られた大岩街道周辺地域における大気年 4 回及び土壤年 1 回について調査を実施している。

平成 24 年度の大気の調査結果は 0.020 pg - TEQ/m<sup>3</sup>、土壤は 1.9 pg-TEQ/g であり、大気及び土壤に係る環境基準を達成している。

### （ウ）発生源対策

「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「京都市ダイオキシン類対策推進計画」に基づき、対象となる工場・事業場から自主測定結果（排出ガス、ばいじん、焼却灰及び排出水の測定）を受理するとともに、行政検査（排出ガスの測定）、立入調査等により、発生源となる工場等の監視、指導を実施している。

平成 24 年度の工場等からの自主測定結果は、全ての施設（37 施設）が排出基準に適合し、行政検査においても、全ての施設（8 施設）が排出基準に適合した。

## イ 有害大気汚染物質モニタリング調査

大気汚染防止法第2条第13項で「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」として、平成8年10月に22物質の優先取組物質が設定され（平成22年10月に23物質へ改訂）、平成9年10月から一般環境、固定発生源周辺及び沿道においてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等のモニタリング調査を実施している。

平成24年度は、一般環境において21物質、固定発生源周辺において11物質、沿道（2地点）において5～6物質を測定している。

環境基準が設定されているのは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質であるが、調査を実施した全地点で環境基準を達成している。

## ウ 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）対策

環境省では、平成10年5月に策定した「環境ホルモン戦略計画 s p e e d ' 98」に基づき、内分泌かく乱のおそれのある物質について平成10年度以降環境中濃度の全国調査を実施するとともにリスク評価が進められており、既にノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノールA, o, p'-DDTに、魚類をメス化する環境ホルモン作用のあることが確認されている。平成17年3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—E x T E N D2005—」、平成22年7月には「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—E x T E N D2010—」が発表され、環境中濃度の実態把握、作用・影響評価の実施、国際協力の推進等の今後の方針が示されている。

本市では、平成11年にダイオキシン類特別対策会議に環境ホルモン特別対策専門部会を設置し、水に注目した環境状況の把握に努めることとし、実態把握のため市内河川において調査を実施している。

平成24年度は4-t-オクチルフェノール、ノニルフェノール、ビスフェノールA, o, p'-DDTの4物質について、市内7河川11地点で水質調査を実施し、2河川3地点でビスフェノールAが検出されたが、生物に対して有害な影響を及ぼさないと予想される濃度（予測無影響濃度）以下の値であった。その他の地点では4物質とも検出されていない。

## エ 化学物質環境実態調査等

化学物質による環境汚染の未然防止や適切な化学物質対策の立案を目的として、環境省が化学物質の全国調査として継続実施している化学物質環境実態調査に参画し、調査を実施した。

### 【化学物質環境実態調査（平成24年度）】

調査項目	調査物質
初期環境調査（大気）	2-エチルヘキサン酸
詳細環境調査（水質）	o-フェニレンジアミン、m-フェニレンジアミン、p-フェニレンジアミン、メタクリル酸
詳細環境調査（大気）	ジメチルアミン、トリメチルアミン
モニタリング調査（水質・底質）	POPs等12物質群

## オ 化学物質の環境への排出量の把握等

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R 法)に基づき、平成 13 年 4 月から事業者による第一種指定化学物質の排出量等の把握が義務付けられている。平成 14 年度以降、毎年、事業者からの環境への排出量・移動量の届出の受理をはじめとする関連事務を実施している。

平成 24 年度は、207 事業所から、132 物質について届出があった。

### (9) 酸性雨対策

工場の排煙や自動車の排出ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物といった大気汚染物質が、大気中で変化して雨に溶け、酸性の強い雨、いわゆる「酸性雨」となって降り、特に欧米諸国では深刻な環境問題となっている。

我が国においては、気候や土壤などの違いから、現在のところ顕著な影響はないが、一般的に酸性雨による影響は長い期間を経て現れるものと考えられているため、将来深刻な影響が生じるおそれがある。また、国を越えて広域に影響を及ぼすものであり、特に今後、経済発展が予測される東アジアにおいて、酸性雨問題がますます深刻化する可能性があることから、国際的なモニタリング体制も強化されつつあり、国の取組として、平成 15 年度に長期モニタリング体制が整備された。

本市においても隔年に実施されていた陸水モニタリング調査が毎年実施され、酸性雨の原因である硫黄酸化物や窒素酸化物の発生をできるだけ抑えるため、工場・事業所等に対する固定発生源対策及び自動車に対する移動発生源対策などを推進している。

これまで本市における pH の測定結果は、当初の値から大きな変化はなく、平成 24 年度の年平均値は pH 4.7 であった。環境省による酸性雨対策調査（平成 23 年度）における年平均値の全国平均は pH 4.77 であり、本市の値は全国平均の値と同レベルである。

### (10) 公害防止事前相談

公害の未然防止のため、昭和 43 年 9 月から、工場等の公害発生源に対して、建築確認申請に先立って、公害防止対策上のチェック・指導を行っている。この公害防止事前相談制度は「京都方式」と呼ばれている。

平成 24 年度は、109 件に対して指導を行い、あわせて「京都市公害防止事前相談における緑化指導指針」に基づく緑化指導も行った。

### (11) 公害苦情

公害苦情は、環境基本法に定義されている大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下の典型 7 公害のみならず、生活環境に係る公害を含め多岐にわたっている。本市では市民から寄せられる苦情に対しては、公害紛争処理法に基づき、その解決を図るよう努めている。

平成 24 年度に本市で受けた公害苦情の件数は 595 件で、前年度（平成 23 年度）の 598 件とほぼ同数となっており、近年は年間 600 件前後で推移している。公害の種類別に見ると、騒音が 249 件（全公害苦情件数の 41.9%）と最も多く、次いで悪臭が 138 件（同 23.2%）、

大気汚染が 121 件（同 20.3%），水質汚濁 72 件，振動 11 件，典型 7 公害以外 4 件となっている。

## 6 自動車環境対策

### (1) 京都市自動車環境対策計画

「環境共生と低炭素のまち・京都」と人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を目指して、平成 23 年 8 月に「～クルマのかしこい利用を進める～京都市自動車環境対策計画（2011～2020）」を策定し、関係行政機関、関係業界団体、事業者及び市民とともに取組を進めている。

＜計画の期間＞ 平成 23 年度～32 年度

＜計画の目標＞

- ・「歩くまち・京都」総合交通戦略で掲げる目標値を目指す  
(交通手段別分担率の自動車分担率の目標：28%(2000 年)⇒20%以下)
- ・京都市環境保全基準の達成を目指す (NO<sub>2</sub> : 0.02ppm 以下)
- ・自動車に起因する CO<sub>2</sub> 排出量の削減を目指す  
(165 万トン/年(2008 年)から 121 万トン/年へ削減)

＜計画に定める施策＞

視点 1 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち

視点 2 自動車とかしこくつきあうまち

カーシェアリングの普及、物流の効率化、エコドライブの推進等

視点 3 エコカーへの転換が進むまち

低公害・低燃費車、EV・PHV 等の導入促進及び充電インフラ整備等

### (2) 京都市自動車環境対策協議会

自動車公害問題は多岐に渡るため、その解決には本市の取組はもとより関係行政機関、関係業界団体などの理解と協力が不可欠であることから、平成 3 年 8 月京都市自動車公害防止協議会を設置した。平成 20 年度からは、自動車に係る地球温暖化対策にも連携して取り組むため、名称を自動車環境対策協議会と変更するとともに新たな委員やオブザーバーを迎える、京都市自動車環境対策計画の進捗管理及び計画に定める次の施策等について議論いただいている。

- ・エコドライブの普及啓発対策や共同配送など物流の効率化に係る検討
- ・次世代自動車を始めとするエコカーの普及促進及び充電設備等のインフラ整備対策等

＜協議会開催状況＞（平成 25 年 9 月末現在）

平成 23 年度 委員会 3 回、部会 3 回

平成 24 年度 委員会 2 回

平成 25 年度 委員会 1 回

### (3) 低公害車の導入促進

天然ガス自動車や電気自動車等の低公害車を率先して公用車に導入するとともに、各種行事において展示や啓発にも活用している。また、中小貨物運送事業者への天然ガス車及びハイブリッド車導入費用の一部補助制度を設けて普及に努めている。

### (4) 本市における低公害車の率先導入

本市では、平成7年4月から公用車購入車種指定制度を設け、環境負荷のより少ない車種の購入を進めてきた。

平成20年7月からは、「京都市公用車購入等に係る車種選定要綱」を制定し、特に一般公用車（乗用車）にあっては、低公害車（電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）を中心に、可能な限り低排出ガス、低燃費のものとし、国で定める最も厳しい低排出ガス認定車及び政令指定都市で最も厳しい燃費基準（数値基準）に適合するものとした。（要綱 平成25年4月一部改定）

平成25年3月末現在、本市公用車2,360台（市バス含む）のうち、電気自動車18台、天然ガス自動車33台、ハイブリッド自動車111台、低排出ガスかつ低燃費車509台の合計671台の低公害車を導入するとともに、市バスにアイドリング・ストップバス671台を導入している。

### (5) 近畿八府県市自動車環境対策協議会

自動車環境対策に係る諸問題について相互の情報交換を行い、自動車環境行政の効果的な推進に資するため、本市を含む近畿8府県市で「近畿八府県市自動車環境対策協議会」を設置している。（設立 平成18年4月）

## 7 生物多様性保全

市民が人と自然、地域と自然のつながりを再認識し、本市の豊かな自然を次世代に引き継いでいく行動を起こす契機とする目的に、平成23年度から身近な自然度調査を始めた。同事業は、市内の公園や道路沿いの樹木、里山など身近な自然の中で発見した、野鳥や昆虫などの情報を市民に報告していただくものであり、観察の際の手引きとして、見分け方などを記した「京のいきもの発見ガイド」を年2回程度発行している。

平成25年度は、「京都市生物多様性プラン（仮称）」について、平成25年度末の策定を目指し、京都市環境審議会に生物多様性保全検討部会を設置し、検討を行っている。

#### <部会開催状況>

平成25年3月 生物多様性検討部会設置

6月 第1回部会開催

8月 第2回部会開催

## 8 普及啓発の取組

### (1) 京都環境賞

市民の自主的な環境保全活動を推進するため、平成15年度から地球温暖化の防止や循環型社会の形成をはじめとする環境保全に関する活動を先進的・斬新な手法等により実践している個人または団体を顕彰する表彰制度を実施している。

### (2) 環境月間(6月)の取組

環境保全の重要性を認識し、その活動の契機とするため、環境月間である6月に各種事業を実施している。

第  
4

#### 平成25年度環境月間の主な取組（抜粋）

（平成25年6月実施事業一覧）

事業名	内容
「世界の京都・まちの美化市民総行動」～安心で、気持ち良く暮らせる美しい都市～「京都・まち美化大作戦」	市民、事業者、行政との協働により、門掃き、ごみのポイ捨て禁止等の呼び掛け、不法投棄、放置自転車、違法駐車、違法広告物等のまちの美観を損なうものの一掃に向けた美化活動を実施。 ＜参加者：296名＞
友・遊・美化パスポート事業	市民参加で三栖公園周辺、山科区役所周辺等の美化活動をはじめ、市内各所で一斉清掃やビラの配布等のキャンペーン活動を実施。 ＜参加者：159名＞
市役所前フリーマーケット	“いらなくなつたらいる人へ”をテーマに、リユース（再使用）の促進を目的として、市役所前広場にてフリーマーケットを開催。 ＜参加者：約5,000名＞
グリーンカーテン設置	壁面にみどりのカーテンを作ることで、建物の温度上昇を抑え、冷房の使用量を削減し、地球温暖化防止につなげるとともに、道行く人々に環境に対する意識啓発を図る。 ＜参加者：約30名＞
地域清掃活動	観光地や繁華街等において、地域住民や周辺企業等と連携した清掃活動及び美化啓発活動を実施。 ＜参加者：6,665名＞
広報、啓発	広報発表、市民しんぶん、ポスター、物品等による啓発を実施した。 ＜ポスター配布：11,700枚＞